

生活習慣病管理料 (I)・(II) に 係る掲示

国の定める診療報酬の改定により、
高血圧、糖尿病、脂質異常症の治療で通院中の患者様は、
これまでの特定疾患療養管理料が 2024 年6月から
個人に応じた療養計画に基づき、
より専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」
へ移行することになりました。

この改定に伴い、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や
体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を
記載した「療養計画書」へ、署名していただくこと
になりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、
28 日以上の長期の投薬を行うことがあります。

窓口負担額は診療内容により変わりますので
検査を行った日などは窓口負担額が上がる場合があります。ご理
解のほどよろしくお願いいたします。